

「関川水俣病」問題Ⅱ

—被害状況と問題隠蔽の構造—

渡辺 伸一

(大分県立芸術文化短期大学)

政府、医学関係者による「第三水俣病」の否定は、単に有明海における水俣病被害の否定を意味するにとどまらない。それは、熊本・不知火海沿岸での第一水俣病、新潟・阿賀野川流域での第二水俣病以外には新たな水俣病は認めないとする意図を含意すると同時に、第一、第二における水俣病の認定基準の変更（厳格化）へとつながる重要な契機ともなったと見なされている（新潟水俣病弁護団，1984：69）。新潟県上越地方の関川流域における「関川水俣病」あるいは「関川病」（以後、「関川病」と記述）の存在の否定もまた、まずは、こうした大局的な流れのなかに位置づけることが可能である。しかしながら、「関川病」問題の終息はこうしたマクロな要因によってのみ説明し尽くすことはできない。

本稿では、関の『「関川水俣病」問題Ⅰ』を受けて、まず(1)「水俣病類似患者」とされたある「被害者」の遺族の話を取り上げる。この話から関川流域における「被害」状況の一端を見て取ることができるからである。そして、その上で(2)「関川病」問題の発生と終息を規定した社会的要因は何か、についてさまざまな角度から検討してみたい。この二つを論じることで、「幻」となってしまった「関川病」問題の全体像がより鮮明に浮かび上がるであろう⁽¹⁾。

1. 「関川病」の記憶

現在、「関川病」疑惑についての記憶は、関係市町村の住民でさえ薄れている。最も深く記憶しているだろう、当時「関川病」と疑われた人も、多くは高齢化し、あるいは亡くなっている。彼らにとって、また家族にとって、「関川病」は触れられたくない記憶でもある。そのなかで、A氏（1975年、69歳で死亡）の遺族の一人（三男）にお話を聞くことができた。『「関川水俣病」問題Ⅰ』で述べたように、3段階に及ぶ県の健康調査で、最終段階（大学病院での精密検査）まで進んだのは13人であったが、氏はその中の一人である。氏は、新潟水俣病問題にその当初から取り組んできた斎藤恒医師から「阿賀野川流域であれば水俣病と認定される」と診断され、新潟県の水俣病認定審査会に無理を承知で「越境申請」を試みた一人でもある⁽²⁾。

＊

家は、裏の川（関川の支流の洪江川）が汚染で魚が捕れなくなる昭和47.8年まで「半農半漁」の生活だった。親父の魚とりは毎日で、新井に数軒ある料亭に納めていた。料亭には、生の魚を持っていくのではなくて、家にあった囲炉裏で、囲炉裏の回りで串刺しにして焼いて、持っ

ていった。だから、家の中は、常に魚の煙に満ちていた。料亭に行って売り歩くんじゃなくて、持っていったその日に次の日の注文を取ってくるというやり方。平均すれば、1日50～60匹を複数の料亭に納めていた。

料亭に納めるのは、ほとんどがハヤ（ウグイ）だった。20～30センチの大きいやつ。それより小さいのは売り物にならないので、家で空揚げにして食べた。夜の食卓では、魚の空揚げが山になっていた。大きいのは、焼いたり、三枚におろして刺し身。もう主食と言ってもよいくらい。家では親父一人が、魚を食べていた。幸いというか、ばあちゃん（A氏の妻）は、川魚があまり好きでなかったのだから食べなかった。兄弟6人いるが、私も、嫌いで食べなかった。しかし、中には食べた者もいる。大阪にいる兄貴は、そういえばよく食べていた。親父は、365日、每晚、晩酌しながら7～8匹は食べていた。また、骨はネコに、内臓は鶏の餌にした。また、鶏は内臓が好きなんだわ。

おばあちゃんがネコ好きで、子猫をよくもらってきた。5匹とも子猫の状態で、大きくならず死んでいった（1960年から67年頃まで）。変になるのは、死ぬ前の2日間くらい。それ以前は何でもない様子なのに。こういう様子になると、ばあちゃんなんかは「後2日くらいで死ぬぞ」という。みんなその通りに2日くらいで死んでいく。急に変になって死んでいくんだ。戸とか柱などにぶつかっていた。おぼつかない足取りで、酔っぱらいの千鳥足みたいな感じで歩く。全部必ず、口から泡をふいて死んでいった。お茶飲み話で、ネコの話をして、近所の人はそんな症状は見たことがないと言う。何で、家のネコだけがそんな変な死に方をするのか。ネコは、大きくなる前に死んでしまう。ばあちゃんが子ネコでもらってきて、半年か、生きて1年で死んでいく。近所には、人間で言えば80歳位の年寄りのネコがいたりする。しかし、家では、大きなネコに育ったためしがない。魚が悪いなんて知らなかったんだ。殺したも同然。悪いことをしたと思っている。飼えば、必ず死ぬのでそれ以後は飼わないことにした。鶏には、魚の内臓を与えていた。卵を生む前にみんな（7羽）死んでいった。

親父の症状は、回りから見えて、まず目にきたようだ。新聞を読むのが好きで、前はよく新聞を読んでいたのだが、そのうち5分と読んでいられない状態になった。充血して目が真っ赤になっていた。「目がゴロゴロしてしょうがない」といつも言っていた。手足のしびれがひどく、歩行もやっとという感じ。手がしびれて茶碗を持てなかったのを覚えている。死ぬ前の10年は、病院の入院退院のくり返し。まず、頸南病院、そこで治らず高田の国立病院、それでもだめで、最後は柏崎の国立療養所だ。柏崎は、新潟大学の教授が、月に1回だか、週に1回来るといので入院することにした。要するに、病名がつかず、あっちこちの病院へ行ったということ。しかし、柏崎でも、結局何の病気かわからなかった。直接の死因は風邪をこじらせての急性肺炎だった。親父は、病院のベッドで私に「お前は、裏の川の魚を食べなくてよかったな」と言っていた。水俣病の症状に似ている、と最後まで思っていたようだ。でなければ、遺言で「脳まで調べてくれ」と言うはずがない。死亡後、新潟大学で脳解剖をしてもらった。兄弟6人が合意したのは、遺言があったからだ（結局、水銀は検出されなかった）。親父は、風邪一つひかず、根っから丈夫な方だった。また、病院嫌いでもあり、病院とは本来無縁の人だった。

親父の症状は、昭和30年代の後半頃から出ていた。何も知らなかったから食べつづけていた

のだ。第三水俣病はどうしても出たくない、というのが行政の考え。腹だたしさを覚える。兄貴が、ダイセルに務めていて出世していたので、当時は、ダイセルに対して、あまり強い態度がとれなかった面もある。しかし、突っ込むときは、もっと突っ込むと思っていた。裁判だってできたと思う。関川の水銀が問題になったのが48年、亡くなったのが50年。2年はあまりにも短すぎる。何もできずに終わってしまった。生きていてくれれば、立ち上がるなり何なりできたのに。患者の姿があつてこそ、迫力がある。テレビで新潟の患者を見ていてもそう思う。せめて、5年でも7年でも生きててくれたら、何とかできたのに。悔しさもあったが、本人が死んだら終わり。会社は、否定するのが当たり前。俺も、会社の立場だったらそうしていたのかもしれない。何でもみんなあの時、回りの人達がもっと一緒になって立ち上がってくれなかったのか、と思う。

＊

「関川病」という病気は、公式には存在しない。だが、「関川病」ではないかと疑われた人がいたことは、否定しえない事実である。A氏の遺族にとっても、「関川病」は、忘れられない記憶となって現在もなお残っているのである。

2. 「関川病」問題はなぜ起こったか—関川における水銀汚染事実の隠蔽

「第三水俣病」の否定で有名な、1973年8月17日の「環境庁水銀汚染調査検討委員会・健康調査分科会」（会長・椿忠雄新潟大学医学部教授）での結論とは、要するに、第一、第二水俣病発生地域以外では、「新たなる患者は出さない」という政府の決定を意味している、ととらえられる。したがって、こうした流れからすれば、第三、四水俣病を否定した委員会の当の会長であった椿氏が、これまた会長を務めていた新潟県・新潟市水俣病認定審査会の置かれている当地において、「関川病」というさらなる水俣病の発生を認める、ということはそもそも望むべくもなかった、と言える。しかしながら、汚染の顕在化と「被害者」の発見が、もし73年以前であったなら、また違った展開が可能であったはずである。けれども、結果としてはなされなかった。なぜそうした事態になってしまったのか、次にこの問題を検討する。

国が、全国における水銀使用工場の調査を公表するのは、1973年以降のことであるが、関川水系の水銀汚染に関する調査は、実は「関川病」が問題化する10年以上も前に既に行われていた。熊本で水俣病発生が公式確認（1956年）されて3年後の1959年11月、水俣病の原因が有機水銀とする説が有力になった頃、通産省は全国のアセトアルデヒド製造工場に「工場排水の水質調査報告依頼について」なる文書を送付し、回答を求めている。

しかし、この文書に対する各社の回答については、「第2の水俣病についての国会審議の過程でも追及されたが、明らかにされなかった。またこれらの工場が存在する府県の商工あるいは衛生担当部局に対して注意を喚起するような指導もなかった」（北野, 1969: 25）のである。

また同じ年、熊本において水俣病の原因として有機水銀説が有力になってきたのに対し、チッソ側は「本邦内にて水俣地区以外でも水銀濃度の高い魚類の存在を認め……且つ奇病の発生を聞

かないから」有機水銀が原因ではないと主張していた。このなかで、北陸某所の魚に、肉で3 ppm 以上、内臓で5 ppm 以上の水銀を検出したとある。これが直江津地区・関川の魚だということは富田八朗氏(1969:139)が指摘しているところである。このデータは、清浦雷作東京工業大学教授の「水俣湾内外の水質汚濁に関する研究」(1959年11月12日)によるもので通産省にも提出されたものであったが、この「北陸某所」というのがどこなのかについては公式には明らかにされなかった。新潟水俣病の発生当時(65年)、新潟県の衛生部長だった北野博一氏は「この(関川の)魚のデータが正しく公開され、熊本大の有機水銀説に対する反証として利用されるのではなく、第二の水俣病予防のために生かされることができたのであるならば、新潟に再び水俣病は発生しなかっただろう」(北野, 1969:25, カッコ内筆者挿入)と述べているが、これは新潟水俣病のみならず、「関川病」問題についても文字通りいえることなのである。

また、北野氏は同じ1969年論文で、もうひとつ、関川水系の水銀汚染について記述している。関川から取水して上水道を引く計画の変更についてである。直江津市と高田市(2市合併で現上越市)は、1962年12月、厚生省の許可を既に得て、県営上越工業用水から水道水を取水しようとしていた。それに対し、1963年、日曹とダイセルの代表が北野氏を訪れ、関川の水には水銀が含まれており水道水には不適切と指摘し、水源を別のところにするよう変更を申し入れた。県が水道法に基づいて行った調査では水銀は検出されなかったのであるが、工場側は、ジチゾン法という工業規格に基づいた方法でやれば水銀は検出されるはずだ、と助言する。その結果、確かに微量の水銀が検出され、結局水源は関川からではなく新たにダム(正善寺川ダム)を建設することによって確保するよう変更されたのである。

日曹とダイセルが自社工場の排水に含まれる水銀の影響を懸念して、この異例ともいえる申し入れをした背景には、水俣病が起こっても不思議がないほど、関川の水銀汚染が進行していた事実があった。既述のように、59年の清浦報告では魚介類に高い水銀蓄積のあることが報告されていたし、工場側も、もちろん、水銀汚染の実態を把握していた。例えば、ダイセルの場合、遅くとも66年8月には関川でメチル水銀を検出していたことが、ダイセルの内部資料によって明らかになっている。この資料は1973年6月、関川で水俣病疑惑が浮かんた時に上越市議会で公表されたものだが(『関川水俣病』問題I 参照)、ダイセルはずっとこの結果を隠していた。また、内部資料が提示されたときも、調査はしていないと否定した。だが、資料がダイセルの社名入り用紙であること、入手経路が確かなことから、同社が関川水系で調査をしていたことは明らかだと思われる⁽³⁾。

このように、国や加害企業そして研究者が、正しくデータを公表しなかったこと、このことが、関川の汚染をより一層進行させ、結果として「関川病」問題の発生へと事態を深刻化させていったのである。しかしながら、それだけではない。次には、新潟県行政の関川における取り組みの問題点についてみてみよう。

3. 新潟県における対応の限界

新潟県が関川において水銀汚染による川魚の食用規制を行うのは1973年からである（PCBによる規制は、72年から）。けれども、県は、阿賀野川流域で水俣病が公表された65年、既に関川でも魚介類の調査を行っており水銀汚染の実態をつかんでいた。県の依頼により高田保健所が行った川魚の汚染検査で、実に10.6ppmの水銀が当時検出されているのである。関川には、阿賀野川と同じく流域にアセトアルデヒド工場があったのであるから、すばやい対応であったと言えるだろう。しかし、65年10月23日、これを知った新潟日報の記者が「報道する」と言ったのに対し、県は「待った」をかけ、結局報道させなかったのである。県は10月27日にはダイセルや日曹に現地調査にも行き、調査用の川魚を捕ったのだが、結果については「絶対外に漏れないように」と工場側から要請されている（枝並、1965-68）。

また、当時新潟大学の助教授であった滝沢行雄氏も、翌66年にダイセルの廃液沈降汚泥からメチル水銀を検出するなど（滝沢、1967）、以後続々と関川における水銀汚染の実態が明らかになっていったのである（河辺、1976：34）。もし県がこうした時点で、本格的な調査を開始すると同時に住民に川魚の喫食規制を行うなどの適切な指導を行っていたならば、住民による長期に亘る汚染魚の喫食という事態は避けられたはずである。要するに県は、自ら関川における水銀汚染の事実を隠し、水銀汚染が表面化する73年まで、何度も水銀汚染の実態が示されながら、ことごとく看過してきたのである。

一体、なぜこのようなことが起こったのだろうか。後に北野・元県衛生部長は、この点に関して⁴⁾、関川の場合、阿賀野川と比較して水量をはじめ「川魚の量も少ないし水銀量も低いんだから」⁵⁾「患者は発生しっこないだろうというふうに簡単に自分なりの判断をしてしまっ」た、と述べている。関川における水銀汚染の軽視、過少評価という県行政の判断ミスを率直に認める発言である。そしてさらには、「阿賀野川で手いっぱいであり、なるべくなら手を広げたくないという抑制の方向に働く行政官の心情」があったことを挙げ、「自分では残念なことをしたと思に残す、心残りの問題です」と述べている。新潟県は、問題はあるにせよ、熊本との比較でいえば、阿賀野川における被害者の早期発見や「救済」対策に当初から力を注いだと言われている。しかし、このことが逆に、関川問題の対応に関してはマイナスに作用することになった、と言うのである。県当局が新潟水俣病問題で本当に「手いっぱい」であったのかという問題は、ここでは措くとしても、「なるべくなら手を広げたくない」という「心情」が働いたというのは事実であろう。

また、北野氏は関川流域での県の健康調査で、第三次の精密検診を受診した13人の所見一覧表について、「もう完全な水俣病です」と述べている。そして、「臨床症状所見からみていわゆる新しい概念の水俣病ですね」とも言い、現在からみれば水俣病の症状だが、当時はハンターラッセルという典型的な水俣病の病像にとらわれていたため、「関川病」が否定されたのだという見解を述べている。いずれにせよ、このように「関川病」は新潟水俣病の甚大な被害の陰で、まさに「見捨てられた病」という側面を持っているのである。

4. 関係各市における他の公害問題と被害者運動の困難性

関川流域で水俣病発生疑惑の実態調査をし、また市議会レベルで問題化したのは、特に上越市、新井市の各市会議員である。『関川水俣病』問題Iで述べたように、この2つの市では水俣病類似患者や汚染工場内で無機水銀中毒類似患者が出ている。だが、両市とも、この問題を大きく住民運動として組織化し、市政としての取り組みを喚起させるには至らなかった。上越市でこの問題に取り組んだ大滝和司・元上越市議会議員は、「住民運動にならなかったのがひとつの弱さだった」と述べ、次の3つを理由として挙げている⁹⁾。最後に、これら3点を当時の状況をふり取りながら検討してみることにしよう。

第一に、関川水系では、阿賀野川の場合と違って、漁業を生業としている家はほとんどなかったことである。前述したA氏のような川魚を売っていた家は、数えるほどしかなかったという。「阿賀野川とは比較にならない程、川が小さく浅いため、漁業が大きく育たなかったんだろう。漁業組合の構成をみても漁業者は少なく、ほとんどが趣味で魚を捕る遊魚者だった」。もちろん、このことが阿賀野川よりも被害の規模を小さくした原因でもあるのだが、同時にそれは川魚喫食者の地域的な点在という状況を生み、(1) 潜在的被害者発見の困難性と(2) 被害者運動の組織化の難しさ、という事態を結果させた。

第二は、「被害者運動を組織するにあたって、中心となる『患者』を見いだすことができなかった」ことである。「関川水系漁業組合では、当初、水銀汚染による健康被害の可能性を問題にしたんだが、日曹やダイセルから補償金をもらおうと、正面から積極的にこの問題に取り組めなくなった」。これは差別などにつながる水俣病のもつ否定的イメージが、被害者の声を出しにくくしていたこと、上越市、新井市とも汚染企業に雇われている人が多く、企業城下町のような態であったこと、が原因だという。例えば、A氏の長男も既述のごとくダイセルの社員であった(現在も)。

第三に、「当時上越市も新井市も『公害問題の百貨店』のような状況だった」ことである。特に上越市のフッ化物による大気汚染は、農作物被害を与えるばかりか、1973年の時点で160人を越える多数の公害認定患者を出していた。また、この年の信越化学工場の爆発事故は「野菜は食べるなという県衛生課の指示」(新潟日報, 1976年5月17日付)が出るほど、深刻な影響が懸念されている。こうした状況のなかで、市レベル、住民運動レベルで関川の水俣病疑惑を解明してゆくような姿勢はとられなかった。被害者運動は「水俣病だと白眼視されることもあって、大気汚染のほうが問題化しやすかった」という。市としても、関心はまず第一に大気汚染問題にあった。この点は、市の歴代の交通課長の「とにかくまずフッソだった。それに椿先生も水俣病とは違うと言っていたし」(毎日新聞新潟県版, 1992年3月20日付)という言葉が示すところである。新潟県は阿賀野川の対処に追われて関川の問題にまで手がまわらなかったというが(前述)、上越市の場合も、大気汚染の問題で手一杯との認識が示されており、同様の事情を見て取ることができるのである。

5. 結 語

みてきたように、関川では水銀汚染の事実が、国や加害企業によってきわめて長きにわたり隠され、また、それがわかった後も、県により意図的に放置されてきた。この意味で、「関川病」問題は起こるべくして起こった問題であった。そして、問題が顕在化した後は、住民運動として拡大、継続しにくい条件もあり、「第三水俣病」の否定という政府レベルでの決定に大きく規定され消されていったのである。他方、汚染企業は、水銀汚染問題に対し、漁業組合への補償金支払いと、「地元企業に利益を還元する」という名目での関連市町村への「補償金」の支払いをただけで、責任を「免罪」された形になっている。企業側は、今も残る漁獲規制のため、現在でもなお漁業組合に支払いを続けているのである。

「関川病」の存在は、県の健康調査によって公的には否定されている。その意味では「幻」の病とされてしまった。しかし、みてきたように水俣病を疑われた「被害者」が存在したことはまぎれもない事実である。「水俣病でなければ何の病気か」、熊本・新潟の両水俣病未認定患者の発する疑問が、ここでも同様に浮かび上がってくるのである。

注

- (1) 本稿は、『関川水俣病』問題Ⅰの関礼子との共同調査に基づいている。
- (2) 1995年3月14日のヒアリングによる。
- (3) 1995年3月12日、新井市市議会議員（現職）・丸山昭四氏のヒアリングによる。なお丸山氏は、1973年当時、関川水銀問題を調査し、議会質問するなどしている。内部文書は丸山氏所有文書を拝見させていただいた。
- (4) 北野博一元新潟県衛生部長の以下の発言は、新潟水俣病第二次訴訟証言（1990年2月および4月）による。
- (5) 「水銀量も少ない」という発言は正しくない。既述のように水銀値10.6ppmの川魚が見つまっているからである。
- (6) 1995年3月14日のヒアリングによる（ヒアリング担当・関礼子）。

文献

- 枝並福二, 1965-68, 『枝並文書』（当時、新潟県職員だった枝並氏の行政資料ノート）。
- 河辺広男, 1976, 「関川水系における水銀汚染について」『医学評論』54: 31-40.
- 北野博一, 1969, 「新潟水銀中毒の反省」『公衆衛生』33-2: 22-27.
- 滝沢行雄, 1967, 「自然界におけるアルキル水銀の生成について」『新潟医学会雑誌』81-1: 45-48.
- 富田八郎, 1979, 『水俣病』（水俣病研究会資料・水俣病を告発する会）。
- 新潟水俣病弁護団, 1984, 『新潟水俣病裁判第二次訴訟』。
- 毎日新聞（新潟県版）, 1992, 特集記事「今問われるもの 関川・もう一つの水俣病（1）～（7）」（3月10～20日に連載）。

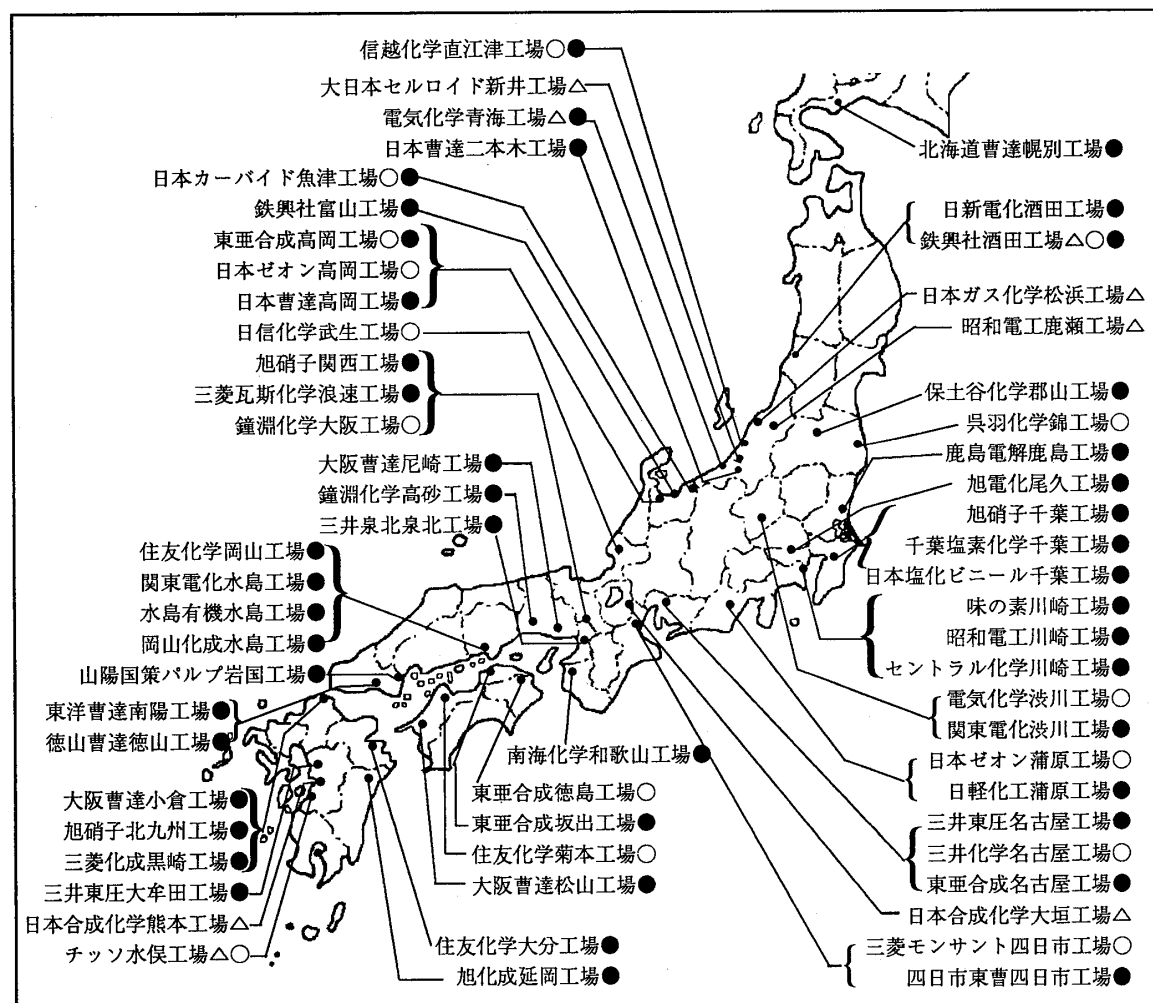
付記

『『関川水俣病』問題Ⅰ』（関礼子）および『『関川水俣病』問題Ⅱ』（渡辺伸一）は、筆者らが参加した新潟水俣病の社会的調査（主体：東京都立大学飯島伸子研究室・法政大学船橋晴俊研究室、期間：1990～92年・一部継続中）を踏まえ、筆者らが独自に開始した調査の中間報告という性格をもつ。

（わたなべ・しんいち）

1995年3月31日受理、1995年6月13日掲載決定

参考図 水銀使用工場地図



- (註) 1. 「技術と人間」(1973年10月号)の「水銀汚染地図」を参考にし、それに「通産省調べ」(1959、1973)を加筆し作製(作製：渡辺伸一、関礼子)。ただし、生産時期、水銀使用量等は省略した。
2. 工場名後の記号の意味は次の通り。△=アセトアルデヒド生産工場、○=塩化ビニール生産工場、●=カセーソーダ生産工場。